

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

さいたま市人事委員会委員長

白鳥敏男

## さいたま市人事委員会規則第5号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する  
規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
  - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
  - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

			4	定 め る	定 め る
短大3 卒	[略]				
短大2 卒	[略]		[ 略]		
	[略]	1 6			
高校専 攻科卒	[略]		別 に 定 め る	別 に 定 め る	
マッサ ージ指 圧師	短大3 卒	[略]		別 に 定 め る	別 に 定 め る

備考 この表の適用を受ける薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及びマッサージ指圧師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時 (管理栄養士で栄養士免許を有する職員にあっては、栄養士免許を取得した時) 以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4)・(5) [略]

#### 別表第6 (第11条関係)

(1)・(2) [略]

(3) 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略]		
栄養士及び 管理栄養士		[略]
[略]		
歯科衛生士	大学卒	1級21号給
	短大3卒	[略]
	[略]	
[略]		

備考 [略]

(4)・(5) [略]

短大3 卒	[略]	
短大2 卒	[略]	
	[略]	<u>1 4</u>
高校専 攻科卒	[略]	
マッサ ージ指 圧師	短大3 卒	[略]

備考 この表の適用を受ける薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及びマッサージ指圧師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4)・(5) [略]

#### 別表第6 (第11条関係)

(1)・(2) [略]

(3) 医療職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
[略]		
栄養士		[略]
[略]		
歯科衛生士	短大3卒	[略]
	[略]	
	[略]	

備考 [略]

(4)・(5) [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。